



ここから未来

就労継続支援サービスとは

就労継続支援とは「障害者総合支援法」に基づく障がい福祉サービスのひとつです。就労継続支援 B 型は、障害や年齢、体力などの理由で雇用契約を結んで働くことが困難な人が、就労の機会を得たり、就労に必要な知識や能力の向上のために就労訓練を受けることができるサービスです。

『就労する』をサポートします。

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない方や、一定年齢に達している方などで、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方が対象です。

まずはお問い合わせください。

こういったときにオススメ

自分のペースで仕事をしたい



やりがいを感じたい

生活リズムを整えたい



得意なことに取り組みたい

職員と一緒に働きたい



相談しながら働きたい



サポートを受けて働く準備をしてみませんか

こんな時に、就労継続支援サービスがサポートします。

サービスのQ & A



Q. どんな支援をしてくれるの？

A. 一般就職が難しい方に向けて、軽作業（梱包、補充、商店街業務受託など）を提供しております。作業活動のほかにも、一般就労に向けた支援や、生活を送る上での相談なども受け付けます。

Q. 期間はどれくらい？

A. 就労継続B型は期限に上限がありません。ご自身のペースに合わせて、作業活動に取り組んだり、一般就労を目指すことが可能です。

Q. 工賃（給料）は出るの？

A. 軽作業の種類にもよりますが、半日あたり600円以上の支給を予定しております。

Q. どんな人が利用できるの？

A. 就労経験があり、一般就職が困難な方が対象です。学卒者などは当事業所の就労アセスメントを受け、B型利用が適切と判断した場合に受付が可能です。

Q. 料金はかかるの？

A. 住民税非課税世帯は上限0円でご利用できます。それ以外の方は前年度収入に応じて利用料がかかります。詳しくはお問い合わせください。

サービス利用までの流れ

相談申請



まずは当事業所にお問い合わせください。サービスが提供できるか確認の上、市役所に相談申請します

認定調査



認定調査員が訪問し、あなたのできることや生活の中での困りごとなどを聞き取ります。

計画作成・提出



あなたが使いたいサービス（就労継続支援・ほか）について、相談支援専門員に相談し、サービス等利用計画案を作成してもらいます。

支給決定・契約



サービスの支給決定が決まりましたら、当事業所と契約を行います。利用回数、利用時間、などを決めて利用開始日を迎えます。

サービス利用



受給者証を掲示してサービスを利用します。サービスの変更は帯広市障害福祉課か相談支援事業所に事前に相談してください。

お問い合わせ・連絡先

就労継続支援事業所

ここから未来

〒080-0012

帯広市西2条南7丁目5番地1

TEL : 0155-67-0234

Mail : kokomira@dg8.so-net.ne.jp